

市営住宅への入居申し込みについて

【行方市役所 都市建設課】

●入居申込みの要件

(入居申し込みのできる方は次の1～5全ての要件を満たす方が対象となります。)

1. 現在住宅に困窮されている方

2. 2人以上である世帯での入居申込者（同居している又は同居予定の親族がある場合。婚姻予定者又は事実上の婚姻がある者を含む）

※同居が不自然な場合は認められない場合があります。

※面積要件により、現在 入居受付をしている行方市営住宅では、単身での入居申し込みは受け付けられません。

3. 市税等の税金を滞納していない方

4. 入居者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第2条第6号）に規定する暴力団員でないこと。

5. 政令月収額が下記による基準額を超えない方

① 一般世帯の方（②及び③,④に掲げる場合以外の場合） **15万8千円以下**

② 入居者又は同居者が身体障害者等である場合 **21万4千円以下**

身体障害者：障害程度等級表1級から4級まで

精神障害者：障害等級1級から2級まで

知的障害：精神障害の程度に相当する程度

③ 入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 **21万4千円以下**

④ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 **21万4千円以下**

※算定式は別表参照（裏面）

別表

$$\text{政令月収額} = (\text{1世帯の所得合計} - \text{控除額}) / 12$$

(控除額の区分)

扶養親族控除	扶養親族1人につき	38万円
老人控除対象配偶者	控除対象配偶者が70歳以上の場合	10万円
老人扶養親族控除	扶養親族が70歳以上場合1人につき	10万円
特定扶養親族控除	扶養親族が16歳以上23歳未満の場合1人につき	25万円
一般障害者控除	扶養親族に障害者がある場合（身体又は精神障害者手帳を受けている場合などで下記に該当しないもの）1人につき	27万円
特別障害者控除	上記の者のうち重度の障害がある場合（精神障害者又は身体障害者（1～2級）などの場合）1人につき	40万円
寡婦（夫）控除	寡婦又は寡夫世帯の場合	27万円

● 申込みに必要な書類

1. 市営住宅入居申込書（様式1） 及び 住宅状況・保有資産申告書

※市営住宅入居申込書の裏面に、

①現在住宅に困窮している理由（わかりやすく、簡潔に記載）

②家屋状況配置図（現在の住居の建物配置や間取り、居住環境がわかるように記載）

を記してください。（書ききれない場合は、別の紙に記したもので可）

2. 住民票 入居しようとする親族全員のもの
外国人の方は外国人登録済証明書

3. 収入等を証明するもの（収入のある方全員分）

ア．課税証明書（申し込み日を基準に最新のもの）又は源泉徴収票など（確定申告書の写しでも可）

イ．無収入を証明する際の書類 非課税証明書

4. 未納がないことを証明できる書類

ア．納税証明書等

5. その他申し込み時に該当した項目を証明するもの

- ・罹災証明書
- ・婚約証明書
- ・生活保護受給証明書
- ・障害者手帳の写し、療育手帳の写し
- ・現在の家賃額がわかるもの
- ・DV被害の認定を証明するもの
- ・立ち退き要求を証明するもの

※上記以外に必要なものがある場合は、追加で提出していただきます。

